

野村信託銀行株式会社

第12期末（平成17年3月31日）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	10,563	預金	75,726
現金	1	当座預金	1,081
預け金	10,562	普通預金	54,081
コールローン	21,027	定期預金	92
債券貸借取引支払保証金	19,715	その他の預金	20,470
買入金銭債権	22,160	譲渡性預金	37,840
特定取引資産	450	コールマネー	118,137
特定金融派生商品	450	債券貸借取引受入担保金	9,730
金銭の信託	491	売渡手形	71,500
有価証券	221,217	特定取引負債	445
国債	153,409	特定金融派生商品	445
社債	57,350	借入金	49,000
その他の証券	10,457	借入金	49,000
貸出金	117,482	信託勘定借	23,999
手形貸付	10,739	その他負債	39,008
証書貸付	93,810	未払法人税等	121
当座貸越	12,933	未払費用	721
外国為替	1,858	前受収益	18
外国他店預け	1,857	金融派生商品	37,534
取立外国為替	0	繰延ヘッジ利益	399
その他資産	41,440	その他の負債	211
前払費用	49	賞与引当金	156
未収収益	1,277	退職給付引当金	55
金融派生商品	36,771	支払承諾	2,080
繰延ヘッジ損失	1,404	負債の部合計	427,680
その他の資産	1,938	(資本の部)	
動産不動産	895	資本金	30,000
土地建物動産	576	利益剰余金	1,827
保証金権利金	319	利益準備金	300
繰延税金資産	216	当期末処分利益	1,527
支払承諾見返	2,080	当期純利益	421
貸倒引当金	51	株式等評価差額金	40
資産の部合計	459,549	資本の部合計	31,868
		負債及び資本の部合計	459,549

野村信託銀行株式会社

第12期

平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		7,575
信 託 報 酬	2,808	
資 金 運 用 収 益	2,583	
貸 出 金 利 息	912	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	239	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	440	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	54	
預 け 金 利 息	2	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	436	
そ の 他 の 受 入 利 息	496	
役 務 取 引 等 収 益	824	
受 入 為 替 手 数 料	478	
そ の 他 の 役 務 収 益	345	
特 定 取 引 収 益	7	
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	1	
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	6	
そ の 他 業 務 収 益	1,344	
外 国 為 替 売 買 益	1,344	
そ の 他 経 常 収 益	6	
株 式 等 売 却 益	0	
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	
そ の 他 の 経 常 収 益	6	
経 常 費 用		6,760
資 金 調 達 費 用	1,831	
預 金 利 息	631	
譲 渡 性 預 金 利 息	9	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	431	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	120	
売 渡 手 形 利 息	2	
借 用 金 利 息	476	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	57	
そ の 他 の 支 払 利 息	102	
役 務 取 引 等 費 用	322	
支 払 為 替 手 数 料	111	
そ の 他 の 役 務 費 用	211	
営 業 経 費 用	4,605	
そ の 他 経 常 費 用	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	0	
経 常 利 益		814
特 別 利 益		52
貸 倒 引 当 金 戻 入	39	
そ の 他 の 特 別 利 益	12	
特 別 損 失		235
動 産 不 動 産 処 分 損 失	126	
そ の 他 の 特 別 損 失	109	
税 引 前 当 期 純 利 益		631
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		181
法 人 税 等 調 整 額		28
当 期 純 利 益		421
前 期 繰 越 利 益		1,106
当 期 未 処 分 利 益		1,527

野村信託銀行株式会社

信託財産残高表

(平成17年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
貸 出 金	23,840	指 定 金 銭 信 託	129,706
有 価 証 券	713,880	特 定 金 銭 信 託	62,764
投 資 信 託 有 価 証 券	2,082,420	年 金 信 託	59,312
投 資 信 託 外 国 投 資	642,050	投 資 信 託	2,906,130
信 託 受 益 権	50,953	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	211,409
受 託 有 価 証 券	4,645,920	有 価 証 券 の 信 託	12,669,881
貸 付 有 価 証 券	4,234,430	金 銭 債 権 の 信 託	156,138
金 銭 債 権	255,201	包 括 信 託	526,967
そ の 他 債 権	23,789	そ の 他	0
買 入 手 形	399		
コ ー ル 口 ー ン	233,348		
銀 行 勘 定 貸	23,999		
現 金 預 け 金	3,792,075		
そ の 他	0		
資 産 合 計	16,722,311	負 債 合 計	16,722,311

(注) 元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

合同運用指定金銭信託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
金 銭 債 権	199	元 本	500
コ ー ル 口 ー ン	300	そ の 他	0
そ の 他	0		
計	500	計	500

(備考)

各表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[貸借対照表の注記]

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。満期保有目的の債券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	22 年
動 産	2 年 ~ 20 年
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。なお、破綻先債権に相当する債権並びに特定海外債権については、該当ありません。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別

監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 2.5 年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 3 百万円であります。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 特別法上の引当金は、該当ありません。
17. 取締役及び執行役に対する金銭債権については、該当ありません。
18. 取締役及び執行役に対する金銭債務については、該当ありません。
19. 支配株主に対する金銭債権総額 274 百万円
20. 支配株主に対する金銭債務総額 7,558 百万円
21. 動産不動産の減価償却累計額 809 百万円
22. 貸出金のうち、延滞債権額については 17 百万円であり、破綻先債権額については、該当ありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額については、該当ありません。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額については、該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 17 百万円であります。
なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、12,067 百万円であります。

27. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	105,833 百万円
貸出金	34,090 百万円

担保資産に対応する債務

売渡手形	71,500 百万円
債券貸借取引受入担保金	9,730 百万円
コールマネー	7,000 百万円

上記のほか、為替・有価証券決済の担保及び信託業法・宅地建物取引業法に基づく供託金として有価証券 49,902 百万円を差し入れております。

28. 借入金のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金については、該当ありません。

29. 1株当たりの純資産額 53,114 円 54 銭

30. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、48 百万円であります。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。なお以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券及び満期保有目的の債券については該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表		評価差額	
		計上額		うち益	うち損
債券	210,753 百万円	210,759 百万円	6 百万円	38 百万円	32 百万円
国債	153,420	153,409	11	3	14
社債	57,332	57,350	17	35	17
その他	32,534	32,612	78	81	2
合計	243,287	243,372	85	119	34

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 35 百万円を差し引いた額 50 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
11 百万円	0 百万円	- 百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	内容	貸借対照表計上額
その他有価証券	外国株式	4 百万円

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	204,497 百万円	5,751 百万円	511 百万円	- 百万円
国債	153,384	25	-	-
社債	51,112	5,725	511	-
その他	26,532	4,339	502	1,118
合計	231,029	10,090	1,013	1,118

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託 該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託

取得原価 491 百万円 貸借対照表計上額 491 百万円 評価差額 - 百万円

36. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは 32,310 百万円であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受け付けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,392 百万円であります。全て契約残存期間が1年以内のものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 法人税につき連結納税制度を適用しております。

[損益計算書の注記]

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 701円72銭
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 特別損失の「動産不動産処分損」と「その他の特別損失」には、社屋移転に伴う費用96百万円、90百万円を、それぞれ含んでおります。
5. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることとなりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当期から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。
6. 支配株主との取引による収益総額 1百万円
7. 支配株主との取引による費用総額 129百万円